

十勝しんくみ「年金定期預金」

今、十勝信用組合で年金受け取りをすると
定期預金 **1,000万円**まで、金利上乘せをします

店頭呈示金利

100円から500万円まで	500万円から1,000万円まで
+0.10%	+0.05%

<利用条件等>

★ご利用いただけるお客様

- ・当組合で公的年金のお受取をいただいている個人のお客様
- ・新たに当組合で公的年金のお受取をご指定いただいた個人のお客様
- ・当組合に公的年金のお受取のご予約をいただいている個人のお客様
(3年以内にお受取予定のお客様)
- ・原則として組合員の方を対象としております

★預入期間：1年間

★預入限度額：1,000万円まで

★お取扱期間：2022年4月1日から2023年3月31日

誰もが不安に思われている年金受給の手続も
『十勝信用組合』がお手伝い致します。

※詳しくは、当組合本支店の窓口、または渉外担当者にお気軽にお尋ねください。

十勝しんくみ年金定期預金

(令和4年4月1日現在)

商品名	十勝しんくみ年金定期預金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 当組合で公的年金をお受取り頂いている個人のお客様。 新たに当組合で公的年金のお受取りをご指定頂いた個人のお客様。 当組合に公的年金のお受取のご予約を頂いている個人のお客様。 (3年以内にお受取り予定のお客様。) 本定期預金をお預け入れ期間中、当組合で継続して公的年金をお受取りいただくことが条件となります。 <p>※原則、当組合の組合員のお客様を対象としております。</p>
お預け入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間1年間です。 自動継続(利払い式)の取扱もご利用出来ます。 なお、自動継続後の利率については、継続日において当組合が「十勝しんくみ年金定期預金」の取扱をしており、お預け入れ条件が満たされる場合には、本定期預金の利率が適用されます。また、当組合が「十勝しんくみ年金定期預金」の取扱を終了していた場合や、お預け入れ条件が満たされない場合は、自由金利型定期預金(スーパー定期預金)の当組合所定の利率が適用されます。 自動継続ご利用時には「十勝しんくみ年金定期預金の自動継続扱いに関する同意書」が必要となります。
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。
お預け入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> お預入限度額は一括預入で一人様1,000万円以内です。 お預入単位は1円単位で、最低お預入金額は100円以上です。
お利息 (1) 適用利率 (2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> お預入時の利率は、満期日まで変わりません。 お預入時のスーパー定期預金1年ものとし、 100円から500万円まで店頭表示利率+年0.10%上乗せ、 500万円を超え1,000万円まで店頭表示利率+年0.05%上乗せした利率となります。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。
払戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> 20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (但し、マル優をご利用の方は除きます。) ただし、2037年12月31日までに受け取る利息については、復興財源確保法により、0.315%が上乗せとなります。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いがご利用できます。
中途解約時のお取扱	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利息(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。(1年もの) 預入期間が6カ月未満の場合 : 解約時における普通預金利率 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 : 約定利率×50%
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 お取扱は年金をお受取されている口座と同一店の1カ店のみとさせていただきます。
預金保険	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。 くわしくは窓口におたずねください。